

## 令和8年度北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査基本方針

社会福祉法人は、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられている。少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。

また、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も必要に応じた検討を行いながら、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的に実施している。

昨年度は高齢者施設や児童福祉施設において入所者や職員が殺傷される痛ましい事件が発生したことを受けて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、入所者等の安全確保に努めるよう通知があったところである。

また、保育所等における虐待等の不適切事案を受け、国は昨年10月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、保育所等や幼稚園等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設したところである。

このような状況を踏まえ、本年度の指導監査にあたっては、国の指導監査実施要綱及びガイドラインに基づき、以下の点に留意しながら「北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査の主眼事項及び着眼点」、「北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱」及び「指導監査実施計画表」に基づき実施する。

### 《令和8年度指導監査の重点事項》

- ① 法令を遵守した適正な法人運営の確保
- ② 人権侵害等の未然防止（虐待防止のための措置等）
- ③ 感染症の予防、まん延防止対策の徹底
- ④ 防災体制の充実強化
- ⑤ 防犯に係る安全の確保
- ⑥ 不祥事の未然防止
- ⑦ 情報の公表、福祉サービスの質の評価及び苦情解決の取組みの確保